

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 白澤 勉

1 日時

令和6年12月5日（木曜日）
午前10時0分開会、午後1時43分散会
（うち休憩 午前11時59分～午後1時1分）

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

白澤勉委員長、工藤剛副委員長、五日市王委員、郷右近浩委員、軽石義則委員、
神崎浩之委員、高橋穩至委員、中平均委員、田中辰也委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

高橋担当書記、畑中担当書記、工藤併任書記、佐々木併任書記、刈谷併任書記、
松本併任書記

6 説明のため出席した者

(1) 労働委員会

四戸労働委員会事務局長、駒木審査調整課総括課長

(2) 商工労働観光部

岩渕企画理事兼商工労働観光部長、橋場副部長兼商工企画室長、
小野寺経営支援課総括課長、三河定住推進・雇用労働室長、
小野ものづくり自動車産業振興室長、高橋観光・プロモーション室長、
齋藤商工企画室企画課長、伊五澤産業経済交流課総括課長、
藤枝産業経済交流課地域産業課長、小野寺定住推進・雇用労働室雇用推進課長、
菅原定住推進・雇用労働室労働課長、
熊谷ものづくり自動車産業振興室特命参事兼ものづくり産業振興課長

(3) 県土整備部

上澤県土整備部長、岩崎技監兼河川港湾担当技監、
加藤副部長兼県土整備企画室長、菅原道路担当技監、小野寺まちづくり担当技監、
高井参事兼建築住宅課総括課長、高橋県土整備企画室企画課長、
菊池県土整備企画室用地課長、久保田建設技術振興課総括課長、
田家建設技術振興課技術企画指導課長、小野寺道路建設課総括課長、
高瀬道路環境課総括課長、馬場河川課総括課長、君成田砂防災害課総括課長、

澤田都市計画課総括課長、佐々木下水環境課総括課長、刈谷建築住宅課営繕課長、
伊藤港湾空港課総括課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 労働委員会関係審査

(議案)

議案第19号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第8号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第3項 労働委員会費

(2) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第19号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第8号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第4項 地域振興費中 商工労働観光部関係

第5款 労働費

第1項 労政費

第2項 職業訓練費

第7款 商工費

第11款 災害復旧費

第2項 商工労働観光施設災害復旧費

イ 議案第22号 令和6年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第2号)

(3) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第2号 令和6年度岩手県流域下水道事業会計補正予算(第1号)

イ 議案第19号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第8号)

第1条第2項第1表中

歳出 第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第3項 土木施設災害復旧費

(4) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○白澤勉委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、労働委員会関係の議案の審査を行います。議案第 19 号令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 8 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 5 款労働費、第 3 項労働委員会費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**駒木審査調整課総括課長** 労働委員会関係の補正予算につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

予算に関する説明書 38 ページをごらん願います。第 5 款労働費、3 項労働委員会費が当委員会関係の予算でありまして、一番下の計の欄にありますとおり 198 万 5,000 円の増額をしようとするものであります。

補正の理由であります。まず 1 目委員会費の 27 万円は、特別職の職員の報酬改定に伴いまして、労働委員会委員の報酬を増額しようとするものであります。

次に、2 目事務局費の 171 万 5,000 円は、人事委員会勧告による給与改定に伴いまして、事務局職員の給料等を増額しようとするものであります。

以上で労働委員会関係の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**白澤勉委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**白澤勉委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**白澤勉委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**白澤勉委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって労働委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**白澤勉委員長** なければ、これをもって労働委員会関係の審査を終わります。

労働委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第 19 号令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 8 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 2 款総務費のうち、商工労働観光部関係、第 5 款労働費、第 1 項労政費、第 2 項職業訓練費、第 7 款商工費、第 11 款災害復旧費、第 2 項商工労働観光施設災害復旧費及び議案第 22 号令和 6 年

度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**橋場副部長兼商工企画室長** 議案第19号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第8号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その3）の7ページをごらん願います。当部関係の歳出予算補正は、2款総務費、4項地域振興費のうち132万5,000円の増額、8ページに参りまして、5款労働費のうち3項労働委員会費を除いた4,760万5,000円の増額、7款商工費の3,767万3,000円の増額、10ページに飛びまして、11款災害復旧費、2項商工労働観光施設災害復旧費の72万9,000円の増額の合わせまして8,733万2,000円の増額であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下、金額の読み上げは省略し、主な内容のみ説明いたしますので、御了承願います。

予算に関する説明書の17ページをごらん願います。2款総務費、4項地域振興費、1目地域振興総務費の右側説明欄の管理運営費は、人事委員会勧告に基づく職員給与改定により年間の所要額の調整を行おうとするものであり、以下、同様の事由による人件費の所要額について、36ページの5款労働費、1項労政費の1目労政総務費及び4目雇用促進費、37ページの2項職業訓練費の1目職業訓練総務費及び2目職業訓練校費、50ページの7款商工費、1項商工業費の1目商工業総務費から3目企業立地対策費、51ページの2項観光費の1目観光総務費、69ページの11款災害復旧費、2項商工労働観光施設災害復旧費の1目商工観光施設災害復旧費に補正予算を計上しているものであります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。議案（その3）の17ページをごらん願います。17ページから19ページにかけては、議案第22号令和6年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）であります。人事委員会勧告に基づく職員給与改定により、年間の所要額の調整を行おうとするものであり、歳入歳出それぞれ29万3,000円を増額し、補正後の予算の総額を11億6,377万7,000円とするものであります。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**白澤勉委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**白澤勉委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**白澤勉委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○神崎浩之委員 先日は、当委員会で、経済産業省九州経済産業局や熊本県にあるソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社にお伺いしまして、半導体関係について視察して、圧巻で何も声が出ないくらいすばらしく、非常に勉強になりました。その後は、岩手県議会台湾友好議員連盟で台湾に行って半導体について勉強させていただきましたし、台湾が半導体の次に何を目指して展開していくかということも勉強になりました。

そこで半導体の誘致について、メモリー半導体に続いてロジック系の半導体を整備していきたいと思っているのですが、岩手県に半導体企業を誘致する場合、どういうことを整備しなければならないか、岩渕企画理事兼商工労働観光部長にお伺いしたいと思います。

○岩渕企画理事兼商工労働観光部長 半導体関連産業の集積のさらなる促進ということになると思いますけれども、現在は北上市のキオクシア岩手株式会社を中心としたメモリーの生産や、奥州市江刺に拠点を置く東京エレクトロンテクノロジーソリューションズ株式会社を中心とした製造装置であり、製造装置は一般企業から入っていただけますので、県内の地場企業に非常に広がりを見せている状況であります。さらに、ロジック半導体などいろいろ話が出てまいりますけれども、これらを総合的に集積していきたいという考えがあります。

それを進める上では、まずは産業インフラの整備が非常に大事になってくるということで国にも働きかけを行っておりますし、岩手県は国からもいろいろな交付金をつけてもらっていますので、そういうものを活用しながらインフラを整備していくのが一つです。それから人材確保が大事になってくると考えておりますので、今般、半導体関連人材育成施設等も整備しており、メンテナンス中心の人材育成を視野に入れていますが、そういうものを活用しながら行く行く幅広に発展していけばいいと考えております。

それから誘致の関係で、台湾あるいは韓国もそうですが、世界情勢を鑑みながらリスク管理の点から日本への立地は注目されておりますので、昨年も台湾の半導体関連産業の方々に岩手県に来ていただいて、商談会のようなものを開催しておりますが、そういうことを通しながら、半導体について幅広の集積が進むようにこれからもしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○神崎浩之委員 おっしゃったように、半導体を誘致するにはまずインフラの整備が重要で、インフラの整備というのは、電気、水、それから交通アクセスということで、熊本県のソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社も阿蘇くまもと空港が近いということがあります。それから、税制の優遇と補助金で法人税や土地の関係、それからお

っしやるとおり人材育成で、人材育成には大学や専門学校との連携、研修施設の整備、そして家族まで引き寄せるなど生活環境の充実ということです。それから、地域の魅力ということで、ビジネス環境やサプライチェーンの利便性、国際競争力、あとは企業との直接交渉ということで、どこにどういう目的でどうしていくかということです。それから、やはり国の支援プログラムの活用や、新たに環境、SDGsに関する優位性といったことが重要だとチャットGPTでは言っており、検索すると半導体企業を地域に誘致するためには、戦略的な計画と政府、自治体、地域経済などの協力が必要と述べていました。

そこで、先ほどの岩渕企画理事兼商工労働観光部長の話と今の話をあわせて岩手県に足りないもの、そして今後それについてどのように進めていくのかももう一度お伺いしたいと思います。

○岩渕企画理事兼商工労働観光部長 半導体の関係でキオクシア岩手株式会社を誘致したとき、岩手県では企業局等と連携して水の問題を解決して新たな取水場等を整備し、県土整備部と連携して道路などもかなり整備してきました。また、電力会社と電気の供給の関係で連携するなどして、立地については物すごく計画的に進めてきました。

一方で、先般視察いただいた熊本県のあたりは、私などから見れば、計画的というより一気に来たような形で、水の問題もたしか地下水を使う形でやっており、それが足りるのかどうかという問題も出ているように聞いていますけれども、さまざま問題も出てくるのだらうと思うのです。北海道も同じだと思っております。

計画的にやってきたのは強みだと思っておりますので、岩手県は、基本的には条件を満たしていると思っています。それで、今一番感じているのは、北上市は集積が進み日本を代表するようなどころになっているのですけれども、ものづくり産業への地域の理解が、必ずしも若い世代を含めてまだまだ広がっていない部分があるのではないかと思います。働くいい場所ができていなのだ、世界的な半導体の集積拠点になっているのだということをお県民みんなが理解しながら、そこで働きたいという子供たちをふやしたり、愛知県に行くと、あちらはもう自分たちは自動車産業のまちだという誇りがあるので、子供たちは進んで工業高校に入って、トヨタ自動車株式会社に入るのがトレンドになっていますので、働く人たちと一緒に暮らす地域の方々も誇りを持ち、岩手県もそのように変わっていくことが本当は一番大事なのではないかと私は個人的に感じているところです。

○神崎浩之委員 熊本県に行った時のものをフェイスブックに上げたら、株式会社テレビ東京の半導体の担当者が電話をよこしたのです。一関市は半導体を誘致するのですかという話があって、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社に行ったら、隣にTSMC——台湾セミコンダクターマニュファクチャリングカンパニーがあったが、それは逆で、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社がTSMCを隣に持ってきたのだというので、ああ、そうなのですかという話で、次の 아이폰のカメラもソニー株式会社ではなくてサムスン電子にとられそうだとしたことなど、なかなか供給できなかったもので、TSMCを持ってきたといったこともあったりするのですが、実際に県

内に立地場所はあるのかどうかなのです。半導体や自動車産業の誘致とどこの市町村も言うのですけれども、我が一関市もそうですが、実際広い場所や水があるのか。自動車、半導体も水をたくさん使います。掛け声はかけるのですけれども、実際、岩手県で土地や水の供給はできるのかどうかお伺いしたいと思います。

○**小野ものづくり自動車産業振興室長** 現在県内に 190 の工業団地があります。その工業用地が合わせておよそ 2,500 ヘクタールで、そのうち分譲済みのものがおよそ 2,000 ヘクタールと少しで、分譲率は全県で 81%となっております。中でも県南地域については分譲率が 93%となりますので、まとまった土地を確保できる産業用地は現状ではなかなか困難な状況にあります。こういった状況も踏まえて、現在県南地域の各市町におきまして、新たな産業用地の整備、あるいは整備を進めているもの、それから整備を構想しているものが幾つかありまして、それらが順調に整備が進んでいきますと、大体五、六年後に一定の用地の確保は可能になると考えております。

それから、水の関係であります。半導体関連の工場には幾つか種類がありまして、その中でキオクシア岩手株式会社などが含まれる前工程の製造工場が大量に水を使いますので、製造過程で水をきちんと供給するために、県の企業局が浄水場を整備して、工業用水を北上市の北上工業団地と金ヶ崎町の岩手中部工業団地に供給しております。特に北上市の北上工業団地については、国の交付金も活用しながら、浄水場のさらなる整備をしていますので、この二つの工業団地の中では、業容拡大する中でも現状で余力はあるだろうと考えております。

ただ、それ以外の地域となりますと、大規模な半導体工場の立地に耐えられる水の供給の仕組みが今はありませんので、そこはニーズなどの状況に従って確保していく工夫をしっかりとしていかなければならないと考えております。

○**神崎浩之委員** なかなか厳しい話であります。

そこで、土地ですけれども、前はよく岩手県土地開発公社で整備してくれたがどうもその反応が悪いと市町村の首長方からよく聞くのです。そのあたりは、商工労働観光部としてはどのような感触がありますか。

○**小野ものづくり自動車産業振興室長** 岩手県土地開発公社の工業団地の整備ということでもあります。現在工業団地の整備につきましては、企業誘致活動そのものは市町村が主体となって行い、県は一緒になってノウハウなどさまざまな部分の提供をしていくということで、主体である市町村とともに県と一緒に進めていく形で考えております。

団地の整備につきましてもそのような形が基本と考えておりまして、以前は県が主体的な形で岩手県土地開発公社による中核工業団地、あるいは拠点工業団地の整備を進めてきたところではありますが、一定程度県内でも整備ができたこともありまして、現在は市町村が主体となって整備を行う中で、岩手県土地開発公社も状況に応じてノウハウや人的なところでの御協力を申し上げている状況であります。

○**神崎浩之委員** 首長方から岩手県土地開発公社の活用について求められることもあり

ますので、よろしく申し上げます。

それから、熊本県のソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社に行ったら、新たな工業団地の整備はなかなか難しいということで、空いている工場があれば少し考えるとといった話もあったので岩手県のホームページを見たのですが、なかなか空き工場や空き団地が少ないのだけれども、そういうことも必要なのではないかと思いました。

最後に、創薬について、私は創薬の関係は岩手県としては力を入れてきたと前に少し言ったことがあるのですが、台湾に行ったときに、半導体もやっていますけれども、健康関係、医療関係を今後進めるような感じでした。岩手県も自動車、半導体、それから医療機器をやるということだったのですが、健康関係や医療関係の岩手県の企業の現状について、それから経済安全保障の関係で、新型コロナウイルス感染症で日本は薬について世界におくれたといったこともあるので、岩手県は創薬について取り組んでいってほしいと思うのですが、それらもあわせてお伺いします。

○熊谷特命参事兼ものづくり産業振興課長 県内における創薬、健康、医療関係企業の状況について、まず製造業に絞ってお答えさせていただきます。

創薬の関係でありますけれども、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、いわゆる薬機法による許可を受けて医薬品を製造する企業は、12月1日現在で14社あります。このうち、いわゆる薬については製薬メーカーが3社立地しておりまして、いずれも県内では生産工場という形になっております。

次に、健康関係企業についてであります。こちらは薬機法による許可や登録は特に規定されておりませんので、具体的な企業等のデータはありませんけれども、健康関係を機器と食品に分けてみますと、健康機器関連企業としましては、歩行障がい改善する医療用運動器具を製造する企業などがありますし、また健康食品関係企業としましては、サプリメントの製造、受託製造企業などがあります。そのほか医療部外品や機能性食品の製造を行っている企業などもありまして、こちらは県内でも研究開発機能を持つ中小企業なども取り組んでいると承知しております。

また、医療機器関係の部分でありますけれども、薬機法による許可、登録を受けまして、医療機器を製造する企業は令和6年12月1日現在で24社あります。大企業の生産拠点、研究開発を行う中小企業など多岐にわたっておりまして、ヘルステック・イノベーション・ハブで開発を進めているベンチャー企業においても、おおむねこういった医療機器関係に含まれているかと思っております。

○小野ものづくり自動車産業振興室長 創薬の関係で経済安全保障のお話がありました。経済安全保障にかかわりまして、令和4年8月に施行されました経済安全保障推進法に基づいて国内において特に安定供給、確保を図るべき特定な重要物資ということで、半導体や蓄電池など全部で12の物資を国が指定しております。そのうちの一つが抗菌性物質製剤ということで、ペニシリン系の抗菌剤となりますけれども、近年ほとんど中国などからの輸入に頼っていたものでありまして、規制の強化で日本に供給されなくなったこと

もありました。そこで、国内での供給体制を強化しようと、特に広く使われている 10 種類の抗菌薬について指定されており、その中で、現在金ケ崎町に立地しておりますシオノギファーマ株式会社が国からの補助金を得まして、金ケ崎工場も含めて当該抗菌薬の製造体制の整備に取り組んでいます。

こういった新たな動きもありまして、県内でも生産の増強が行われていくということであり、県としてはまず先ほど熊谷特命参事兼ものづくり産業振興課長から答弁のありました製薬関係の 3 社の業務がしっかりと円滑に回っていく、そしてさらに拡大していけるようなお手伝いをしていくことがまず重要だろうと考えております。

また、医薬品の薬だけではなくて、医薬部外品や健康食品などの開発や参入といったところへの研究開発やマーケティングの支援などもこれからも考えられますので、医療機器関連産業ということでこれまでさまざま取り組んできたところではありますが、こういった医薬品、創薬、製薬といった部分も含めまして、産業集積が高まっていくよう取り組んでいきたいと考えております。

○**神崎浩之委員** 台湾も九州地方もいろいろな意味ですごく勉強になりました。台湾は最先端で今何をやっているのか、次にどこへ向かっているのかということも勉強できました。国の厚労族の国会議員などと話すると、神崎さん創薬どうですかと言われるのです。今のような国の動きもあるし、それから岩手県として、自動車、半導体の広い土地や大量の水なども合わせると、少しずつそういう創薬の関係など進めるべきだと思っていますので、進めてまいりましょう。

○**郷右近浩委員** 私からは、県内経済の状況についてお伺いしたいと思います。

11 月 22 日に日本銀行盛岡事務所が公表した岩手県金融経済概況で、県内経済は穏やかに持ち直しているといった記事を見たときに本当なのかと違和感があって、そうした中で 12 月 3 日に株式会社東京商工リサーチ盛岡支店が公表した県内企業倒産状況によると、令和 6 年は 11 月まで 70 件の倒産状況であり、既に令和 5 年の 55 件を超しているといった報道で、私はどちらかという、株式会社東京商工リサーチ盛岡支店の県内企業倒産状況のほうが肌感覚として物すごく近いといった思いを持っています。

先日盛岡商工会議所からいろいろお話を聞いたときに、現在の物価高騰対策賃上げ支援金などいろいろやっていただいているといった話はありませんけれども、私が住んでいる地域などの商工会議所や商工業者と話をすると、お金が全然回らないということで、それよりもやはり経済が盛り上がるようなことが何としても必要だといった声があるのですけれども、まず最初に、県内経済の今の状況について、県はどのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

○**小野寺経営支援課総括課長** 日本銀行盛岡事務所が先月 22 日に公表した岩手県金融経済概況では、県内経済は穏やかに持ち直しているということで、郷右近浩委員からお話のあったとおりではありますが、一方で、県が本年 8 月末時点で実施しましたエネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査によりますと影響が継続しているという企業が 8

6.8%に上っています。その影響の内容として多く挙げられているのが原材料や生産コストの上昇、それから利益率の低下、そして売り上げの減少といったものになっております。それから、同じく調査において現在の経営課題をお聞きしましたところ、原料、資材高騰への対応、それから価格転嫁、人材確保、賃金の引き上げなどの回答の割合が高い状況になっております。先ほど郷右近浩委員からもお話のありましたとおり、東京商工リサーチ盛岡支店の公表データでは、県内企業倒産の状況も増加傾向にあるといった状況もあります。

こういったことから、我々としますと、利益率が低下する中で人材確保などのために防衛的な賃上げを余儀なくされるなど、県内中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあると認識しております。

○郷右近浩委員 物価高騰対策賃上げ支援金に関しては、県でも本当にさまざま意を用いていただいたと思いますし、先日の一般質問でも、補正予算でまた新しい、さらなる形でといった答弁があったと思います。今その制度設計等をしているのでしょうけれども、私自身も物価高騰対策賃上げ支援金に関してはもちろん否定するものではありません、そうやって企業活動がきちんと続けていけるような、今の慢性的な人手不足の中でも企業等がしっかりと職員を集められるような環境をつくっていただきたいと思うのでありますし、給料が上がった分がしっかりと消費にも回っていくのだらうとは思いますが。

ただ反面、1回上げてしまった給料を今回は2回目というか、もちろん今回の物価高騰対策賃上げ支援金の趣旨としては、公的支援をしているうちに企業が何とかきちんとした体力をつけていただく、自前できちんと賃上げを継続できるような基盤をつくるための期間を確保しているといった意味合いだとは理解していますがけれども、中小企業で、先ほどの要因でなかなか価格転嫁できない、またさらにはコストが高い中でなかなか身動きできないといった中では、本当に大丈夫かと私は正直心配な部分があります。

それと、先ほど盛岡商工会議所の話をしましたけれども、どちらかという企業といった部分での説明をいただいたのですが、例えば私の地元などですと、個人商店で従業員が1人、2人、もしくは家族経営など、今回の物価高騰対策賃上げ支援金などはほぼ当てはまらない形になってくる中で、結局経済的に地域のお金が動かないのです。個人消費でスーパーなどは売り上げが伸びているといった形ですが、実際みんな消費意欲があって動いているのか、それとも物が値上がりしていて、籠いっばい買って昔は5,000円だったものが7,000円になって、1万円になってといった中で、それが結局売り上げとして伸びているだけの、買わなければいけないものを買っているから、それが伸びていて、売り上げになっているといったものではないかと私は拝見するのであります。

物価高騰対策賃上げ支援金を否定するのではないし、ぜひ進めていただきたいのですが、私はもっと直接的に地域でお金が回るような、例えば県で以前実施したキャッシュレス決済等を活用したポイント還元事業などをやっていかなければいけないと思います。現在も70件という倒産件数になっていますけれども、現実には個人商店などは倒産

ではなく、事業をやめているといったところが大分ふえてきていると私は思っている。そうしたところがしっかりと続けられる、もしくは未来を見られるような部分をやっていないか、あるいは時期ではないかと思いますが、この点について何かお考え等あればいただきたいと思っております。

○藤枝地域産業課長 キャッシュレス決済等を活用したポイント還元事業といった消費喚起策の実施も必要なのではないかと考えております。まず、体感として、県内経済や消費活動が本格回復にまだ至っていないのではないかと、郷右近浩委員の御意見に関しては、うなずけることがあります。

その上で、先ほど小野寺経営支援課総括課長が答弁したとおり、県内の中小企業は防衛的な賃上げを余儀なくされているということで、こうした状況を打破していくためには、消費の拡大と賃上げの好循環を生み出していくことが重要であると考えております。そうした意味におきまして、郷右近浩委員御提案のポイント還元事業等の消費喚起策も消費拡大に結びつけることとしては選択肢の一つであると受けとめております。

一方で、経済活動の抑制を余儀なくされていたコロナ禍のような状況にあつては、そういった消費喚起の事業がより効果的などころではありますけれども、消費の持続的な促進ということ踏まえれば、ポイント還元事業などの実施には相当程度の多額の財源が必要になります。このため、事業者が厳しい経営環境にある中でも賃上げを進めている現状において、限られた財源をより効果的に活用する観点から、賃上げ支援対策など事業者への支援に重点を置いて取り組みを進める必要があると考えているところであります。

○郷右近浩委員 そういう答弁だろうとは思いますが、先ほど来話しているとおりに、この物価高騰対策賃上げ支援金になかなか対応できない、一つにはこれを本当に上げてしまつて、その水準でこれから継続できるのかと二の足を踏んでいる企業であったり、またさらにはそもそも対象にならない個人商店といった部分は、やはりなかなか今回の賃上げ補助金で多くの方々の給料が上がつて、そして全体経済にレスポンスが返ってくるようなところまで果たしてもつのかといったことを非常に危惧しております。

やはりそうした中では、コロナ禍の中で、小さい商店までペイペイの対応ができるよう整えるなどしてきている中で、システム的なものは地域でもかなり当たり前になっている中で、ぜひ県としても何かそういう景気に対して刺激策といったものを考えていただきたいと思うのであります。

前回キャッシュレス決済等を活用したポイント還元事業を実施したときも、11億円の予算が2週間でなくなるなどという中で、財源をどうするのだという部分は非常に悩ましいところだと思いますし、そう簡単にはできないなどと県当局としては考えるのだろうと思うのでありますけれども、今後例えば経済対策の国の予算が出てくるなどいろいろな場面の中で、ぜひそれも一つの道として、なるべく必要なものだといった中で考えていただきたいと思つて、今回質問、そして発言をさせていただきました。お考え等あればいただければと思います。

○**岩渕企画理事兼商工労働観光部長** ただいま藤枝地域産業課長が答弁したことに尽きるのでありますけれども、やはり私としても消費の拡大が非常に大切なことだとはすごく思っています。そういった意味で、郷右近浩委員御提案の事業については藤枝地域産業課長から選択肢の一つという答弁をさせていただいたところです。

県議会9月定例会の後、私も経済産業省に行って、地域の中小企業は物価高騰に賃上げが全く追いついていない状況で、非常に苦しく消費拡大が必要なのですという話をしました。やはり同じように消費喚起の旅割やポイント還元事業の話になって、これだと予算規模とその効果が非常に難しいところがあるのですという話をされつつ、話のつきどころになるというか共通認識が、今の環境変化を考えると、外国人がふえている状況を地方も生かしていくのが当然考えられるということでした。岩手県もインバウンドはふえています、東京都や京都府などに比べると割合がまだまだ低いので、インバウンドに地方にも来てもらうようなことをやりつつ、盛岡市の小さい居酒屋でも外国人が来ているということで、恐らくクレジットカードが使えるかどうかわからなくて1日目は現金で払って、2日目からはクレジットカードを使うようになったということで、どこにでも外国人が入ってくる状況になりつつあるので、そういうところは活用していかなければいけないかと思っております。

予算があれば全ての事業をやりたいのですが、限られた財源ということを考えれば、答弁したとおり、今は賃上げ支援を重点化していく時期かと私も考えているところであります。御理解をいただきたいと思えます。

○**郷右近浩委員** 賃上げ補助金の今進めている方向については、それで私も了とするものでありますけれども、やはりそうした中であって、物価高騰対策賃上げ支援金でカバーできないところ、回り回って、いつ回っていくかわからないといった部分があるということだけ御理解いただければと思います。

○**高橋穩至委員** 私からは物価高騰対策賃上げ支援金についてとエネルギー物価高騰対策について通告してはいたけれども、一般質問等でも質疑、答弁がありました。11月28日に国の経済対策メニューが出まして、ことし中に対応したいということで今準備しているということだったのですが、くくりとして重点支援地方交付金の枠組みですので、いろいろなメニューがたくさんある中で、商工労働観光部として例えばエネルギーと物価高騰対策の部分でどれくらいの規模で取り組むのかという方向性について、どのように考えているか伺います。

○**齋藤企画課長** 重点支援地方交付金を活用したエネルギー物価高騰対策の方向性ということですが、一般質問でも答弁申し上げましたとおり、当部におきましては長期化するエネルギー価格、物価高の影響を受け、厳しい経営環境に置かれている事業者を支えるため、賃上げ支援を初めとする必要な対策について年内をめどに補正予算に対応できるように検討を進めているところであります。

対策の内容につきましては、過去の経済対策で実施した事業内容を参考にしながら、現

在具体の内容の検討を進めているところであります。

○白澤勉委員長 答弁は明瞭に大きな声でお願いいたします。

○高橋穩至委員 今まで実施したメニューの延長のようなイメージでいいのかどうか。賃上げに関しては、物価高騰対策賃上げ支援金は今半分使っていますけれども、今回さらに上乘せしようとしているのかどうか。あるいは、エネルギー高騰対策では、運輸事業者への支援など前回いろいろやりましたけれども、前回のような枠組みを考えているのか教えてください。

○岩淵企画理事兼商工労働観光部長 先ほどの齋藤企画課長の答弁について若干補足しますと、知事が年内にもという答弁をしています。その際、補正予算という性質上、年度内に着手できるものが対象になり、時間がありませんので、ある程度限定的になります。そうすると、高橋穩至委員がおっしゃっていたような前回実施していた運輸事業者への支援や電気料金への支援、賃上げなど、そういうものになってくるのではないかと思っています。

当部の事業で申し上げれば、来年度からしか着手できない賃上げ環境整備支援事業補助金といったものは、年度内の着手はなかなか難しいので、当初予算に回っていくかと思えます。すぐに実施できるものについては年内に補正を組み、新年度に入ってからしっかりと取り組んでいくものには、当初予算に組み入れられる形になってくるということを総務部と共有して進めているところであります。

○高橋穩至委員 そうしますと、今回の国の補正予算は年度内着手という条件の中で考えるということでしょうか。

○岩淵企画理事兼商工労働観光部長 仰せのとおりであります。補正予算の分については、年度内に着手できるもので組んでいくのが基本的な考え方と理解しております。

○高橋穩至委員 通告したものは以上ですけれども、神崎浩之委員の質問に関連して、当委員会が国立大学法人九州工業大学にマイクロ化総合技術センターという製造の最初の部分から製品までの流れを体験できる施設を視察してきました。つくっているものは20年以上前のものだけでも、要は一体的に経験できることによって、九州地方を初め、キオクシア岩手株式会社などから、職員が新人研修でひっきりなしに来ている状況だったのですが、北上市に今度つくろうとしている研修施設はどれくらいのものなのか、関連してお伺いしたいと思います。

○小野ものづくり自動車産業振興室長 御質問をいただきました人材育成の関係になります。北上市で現在整備を進めている人材育成施設は、装置のメンテナンス、運用を行う技術者をメインで育成していく形で予定しております。

一方で、半導体を製造するさまざまなプロセスを学んでいく人材の育成という部分でありますけれども、これは現在も行っておりますが、東北広域連携の取り組みの中で、人材育成ということで国立大学法人東北大学の施設を活用する形で半導体製造プロセスを学んでいく取り組みを数年来続けております。北上市の一つの施設の中で全部ということでは

なくて、東北大学と東北広域で連携しながら、そういったプロセス技術を学び、現場で必要になるメンテナンス系の技術については、北上市でしっかりと育成していく形で進めていくことを考えております。

○高橋穩至委員 現地でもお伺いしましたがけれども、東北大学で受け入れる枠が非常に少なく、やはりどちらかというと研究をメインに置いているので、なかなか一般企業の活用とはなっていない話も少し伺ってきたのですけれども、いずれそれは学校の方針もあると思います。

ただ、神崎浩之委員とのやり取りを聞きながら、熊本県にあるソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社の場合ですと、生産現場の隣に開発部門があつて、そこには9割方大卒が集まっているということで、北上市のキオクシア岩手株式会社は製造部門だけで、開発部門は全て三重県四日市市ですので、結局、大学を卒業した人の受け皿になる開発部門が足りないということです。聞きながら思ったのは、例えば東京エレクトロンテクノロジーソリューションズ株式会社に供給する装置は幅が広いということであれば、その技術系の開発をするようなものの誘致など、要はものづくりといってもつくるだけで、やはりそこをつくり出す部分の産業の誘致にもう少し目を向けなければいけないのではないかと思うのですが、その辺所見を伺って終わります。

○小野ものづくり自動車産業振興室長 高橋穩至委員御指摘のとおりでありまして、県内にある半導体関連の工場は、半導体製造装置も含めまして製造工場であります。ここに開発や設計などといった部分を誘致していきたいと考えて活動もしておりますが、現状としては県外にそういう開発、設計の拠点があり、県内では生産の機能がある形になっております。

こういった中で、技術開発よりも先に生産技術の開発で少しずつ開発の機能を現場でも持っていただくといったところから、さらに研究開発の誘致にもつなげていきたいというストーリーを考え、さまざま企業とも情報交換させていただいています。今後とも開発の機能、そして大卒など高度な技術者の方々が地域で働けるような環境づくりに努めていきたいと考えております。

○軽石義則委員 中小企業支援対策について通告しておりましたが、一般質問やきょうの委員会でもいろいろ議論されていますので、確認の意味も込めて何点かお聞きしたいと思います。

最低賃金については、いろいろ支援策を取っていただいて、その支援策はかなり効果をあらわしているという答弁もいただいておりますけれども、実際改定後に準備するというよりも、事前に準備しているほうが多かったのではないかと思います。時間給の支払い相場、また賃金の改定率について、現状についてどう把握されているのでしょうか。

○菅原労働課長 最低賃金引き上げに伴う改定率等の状況であります。岩手県の最低賃金につきましては、令和6年度は952円に改定され、59円の引き上げということで、引き上げ率では6.61%、昨年比で2.04ポイント増という形になっております。現行方式の

やり方になってからは、過去最高であります。

あと、連合岩手——日本労働組合総連合会岩手県連合会の春闘ですけれども、これは6月の中間報告の数値になりますが、組合員1人当たりの平均賃金上げ額が月1万5,769円で、率としては5.49%、昨年同期比で比較しますと2.14ポイント増という形になっております。

○**軽石義則委員** 労働団体の調査結果はそういう集計だと思いますけれども、それぞれの団体に調査していると思うのですが、支払い側のいわゆる経済団体についてはどのように把握されているのか承知しているのでしょうか。

○**菅原労働課長** 金額ベースという形では把握していないところなのですが、岩手県中小企業団体中央会が令和6年9月に最低賃金大幅アップに関する緊急調査を行っております。それによりますと、最低賃金大幅増額の経営の影響についてという問いに対して、大いにあると回答しているのが27%、あるが35%、少しあるが25%ということで、経済団体の調査でそういう影響があるというのは承知しているところであります。

○**軽石義則委員** 金額的にはなかなか把握しづらいところもあると思いますけれども、県の支援策は50円という一定の目安をつけて支援しているのですが、支払い相場を把握しないところで目安をつけても、その乖離をどう埋めていくか経営団体としても今苦しいところだと私のところには現場の声として聞こえてきているのです。そういう意味では、そういう実態を把握した上でしっかり県民の皆さん、経営者の皆さんに支援策を示していくことによって、事業継続につながっていくのではないかという思いでお聞きしたところであります。

そういういろいろな状況を把握した上で、これまでも支援策をとってきていただいておりますけれども、岩手県独自の予算も使って各種支援策をやっていただいておりますし、もっと言えば今国会で議論されている追加の分もあるようですけれども、国の事業もまだまだ周知が徹底されていないところもあるのではないかと感じておまして、県の独自の支援事業数と執行率は今どのようになっているのか。また、国の事業の支援状況を県としてはどのように把握して、どのように連動して取り組もうとしているのかお示し願います。

○**齋藤企画課長** 物価高騰、賃上げに関する県独自の支援策の事業数と執行率についてであります。令和4年度以降、商工労働観光部においては物価高騰や賃上げに対応するため、国の電気料金負担軽減策の対象外とされている特別高圧電力を契約している県内中小企業者に対して、電気料金の一部を支援する特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金支給事業や、トラック事業者や貸し切りバス事業者に対して燃料高騰の影響を緩和し、貨物や旅客運送の安全、安定した運行維持を支援する運輸事業者運行支援緊急対策費及び貸切バス事業者運行支援緊急対策支援金など10事業を実施してきたところであります。

そのうち、本年度実施している二つの事業の11月時点での執行率についてであります。まず、中小企業の賃上げ原資を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金ですが、予算額20億円に対して支出済額9億6,950万円の執行率48.5%になっております。

次に、中小企業の生産性向上の取り組みを支援する中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助につきましては、予算額1億円に対して交付決定済額は9,613万2,000円であり、予算比96.1%となっております。

○小野寺経営支援課総括課長 国事業との連携ということでもありますけれども、まず中小企業の生産性向上、それから持続的な賃上げに向けた国の主な支援といたしまして、新製品、サービスの開発や生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援するものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業、いわゆるものづくり補助金というものがあります。こういったものに関しましては、申請手続などを商工指導団体などがサポートしながら活用されている状況にあります。

そして、そこの連携という観点で言いますと、昨年度から県が実施しております中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助は経営革新計画に沿った生産性向上の取り組みを支援する事業でもありますけれども、交付先企業の中には、国のものづくり補助金をあわせて活用しているといった事例もあります。

そういった観点で、今御説明しました事業に限らず、国と県の支援策を組み合わせる活用いただくことによって、より効率的な事業展開が可能になるとも考えております。商工指導団体でもそのサポートを行っておりますので、そういったところとも考えを共有しながら、取り組みを進めているところであります。

○軽石義則委員 独自事業も進めていただいておりますが、特に物価高騰対策賃上げ支援金の予算額と執行率の乖離の部分については、委託事業者との情報共有等難しい面があったという答弁が一般質問でもありましたけれども、具体的に委託事業者とどういこうところの情報共有ができなかったのか、それから今後それをどう改善していこうとしているのか。追加も考えているということであれば、その課題を解決しなければ有効に活用できないのではないかと思います。その点について伺います。

あと、執行率が48.5%で残り半分以上あるということで、県民から見れば、その残りでもまだ支援してもらえないのではないかという期待もあるのですけれども、制度上それが可能かどうかということについて、県民の皆さんに伝わっているものなのかどうか含めてお答え願います。

○岩淵企画理事兼商工労働観光部長 一般質問等における私の答弁に関連した質問でありますので、私から答弁させていただきます。

一つは、委託事業者との情報共有の話につきましては、今般物価高騰対策賃上げ支援金を実施したところ、申請から実際に支援金が入るまで期間がかかり過ぎるといった意見があったことについて、委託事業者との間でどこまで書類の審査をするのかなどといったところ、あるいは初めての事業ということもあり、事業者への要件の周知の仕方などがなかなかうまくいかなかったのも、仮に継続してやるようなことになれば、そこをしっかりと共有した上で進めていきたいという意味で答弁させていただきました。

それから、執行率の問題については一般質問でも答弁していますが、他県でもほ

とんど例のない事業をやったので、どれくらい申請が来るか非常に積算しにくいところもあり、単純に申請を行ってくるであろう事業所を 2,000 社と想定し、それに上限の 20 人という最大の幅で計算しました。実際蓋を開けてみたところ、やはり小規模事業者が多く、1社当たりの利用人員が 7 人ということで、7 人と 20 人の差が非常に大きかったということで、事業者数は大体 2,900 社で、2,000 社を大きく上回っており、積算が甘かったと言えればそれまでなのですが、初めての事業なので、予算を十分に確保したということです。

残額についてまた使えるのではないかということにつきましては、制度上難しいので、なるべく早く継続して、新しく拡充した形で実施したいという考えであります。

○軽石義則委員 初めてのことなので課題もあって当たり前だと思いますので、その改善に向けても努力するということでしたので、ぜひお願いしますし、少人数の事業所が対象だという意識が強くて、本来使える事業所も実際申請しなかったということもありました。例えば 100 人以上の規模などになれば、申請手続きが面倒でその分違う仕事をしたほうが良いといった声もありますので、さらに簡素化して、使えるものは使っていて、いろいろな意味で事業継続や賃上げの効果的な対応に結びつけるのが大事だと思いますので、引き続きそれらも次の事業には生かしていただければと思います。

あと、制度上難しいということは、県民の皆さんにはなかなか伝わっていない気がしますので、それはしっかり伝えることが大事です。手続きをする上で、国の制度もなかなか難しいところもあって、国の制度は現場に合っていないとその仕事に携わっている皆さんからも聞きますので、当然公平、公正な運用というのは、税金なので原則であり、それは当然だと思いますが、しかし切羽詰まっているところにとっては、やはり時間との闘いもあると聞いておりますので、国に対する申請の簡素化などについても具体的な対応をお願いしたいと思います。

非常に厳しい環境の中であって、年末年始に向けていろいろな相談も来ていると思いますけれども、この年をどう乗り越えるか私も周りからいろいろ言われています。加えて、いわゆる小規模事業者、家族経営体のようなところになりますと、物価上昇分は価格に転嫁して、材料の仕入れを含めて売り上げは確保できても収益が確保できない関係で、12 月が過ぎれば 1 月からまた新しい年に切りかわり、来年のいわゆる納税や国民健康保険等を含めて売り上げに対する保険料が来ますので、手持ちがないところで納税や保険料の納付となれば、借金してまで事業継続するよりは、事業をやめて給料をもらうサラリーマンに移行したほうが良いのではないかと悩んでいる小規模事業者も大分います。それらに対する対策も今からぜひ考えていただければと思うのですが、状況をどのように把握して、今後の対応等あればお聞かせ願いたいと思います。

○小野寺経営支援課総括課長 まず、これから年末に向けてということではありますが、やはり年末に向けて企業の資金需要が非常に高まりますので、そういった企業のニーズにいかに対応していくのが非常に重要になってまいります。

そういった意味でも、県は金融機関、商工指導団体、岩手県信用保証協会などで構成されるいわて中小企業事業継続支援センター会議を設置して、定期的に会合を設けてさまざまな状況等について情報共有しながら、その対策について認識を一つにして取り組みを進めているところです。よく言われておりますいわゆるゼロゼロ融資を利用して、その後返済が困難になった事業者に対しては、返済猶予を含めた条件変更やより長期の返済期間となる融資への借りかえなどへ柔軟に対応していこうといった情報をその場で共有しております。それから、年末の資金需要に向けても、事業者のニーズに応じていこうといったところで考えております。

そして、事業者の収益力を高める取り組み、いわゆる経営力をいかに向上させていくかという取り組みに関しましては、やはり商工会、商工会議所、中小企業団体中央会など商工指導団体の伴走支援が非常に有効であり、必要だと思います。商工指導団体のそういう体制もきちんと整備し得るような県としての取り組みも進めつつ、伴走支援もきちんと行っていくといったところは取り組んでまいりたいと思っております。

それから社会保険料の関係ですが、これは非常に難しい問題でありまして、本来支払わなければならないものだけでも、少し滞納していて、その滞納に基づいて事業の主たる事業用資産を差し押さえられて立ち行かなくなったといった事例も県内でも出てきております。非常に難しい問題ではありますが、この件に関しても先ほど申し上げました中小企業事業継続支援センター会議でいろいろ情報共有等も図りながら、できるだけ事業者の事業継続に資するような対応を取ってまいりたいと考えております。

○軽石義則委員 ぜひ現場の声をしっかり把握していただいて、それに対応していただけるのだと、我々にも経営継続できる支援があるのだと伝わるようにしていただくことが大事だと思いますし、それは我々も一緒に考えなければならないことだと思いますけれども、引き続き取り組んでいただくようお願いして、終わります。

○白澤勉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○岩淵企画理事兼商工労働観光部長 先ほど高橋穩至委員の質問の際、年内を目途としている経済対策の部分でさまざま答弁したところでありますけれども、基本的には調整中であります。そして、これまでやってきた運輸事業者への支援や電気料金への支援などを含めて今調整していて、その他の部分についてはこれからもまだ調整期間がありますので、そういう考え方を基本としつつ、ほかにどういう事業を盛り込むのか、盛り込まないのかといったところを担当部局と調整中であるというのが正しい答弁でありますので、誤解のないようお願いしたいと思います。

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第2号令和6年度岩手県流域下水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第19号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第8号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第8款土木費、第11款災害復旧費、第3項土木施設災害復旧費、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤副部長兼県土整備企画室長 それでは、議案第2号令和6年度岩手県流域下水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案（その1）の10ページをごらん願います。今回の補正は、債務負担行為の限度額63億4,000万円を70億7,100万円に変更しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により説明いたします。予算に関する説明書の11ページをごらん願います。流域下水道事業会計債務負担行為に関する調書（補正予算第1号）であります。流域下水道管理、具体的には北上川上流流域下水道及び磐井川流域下水道の浄化センターに係る管理業務委託となります。その変更内容は、限度額について今年度積算、精査したところ、業務単価の増等により、これを超える契約となる見込みであることから、補正前63億4,000万円を補正後70億7,100万円にしようとするものであります。なお、期間については、令和6年度は積算、契約手続などの準備等を行い、令和7年度から9年度までの3カ年を委託期間とするもので変更はありません。また、財源につきましては、市町からの負担金を充てるものであります。

続きまして、議案第19号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第8号）中、県土整備部関係の予算について説明いたします。議案（その3）、9ページをごらん願います。当部関係の補正予算は給与費の補正であり、表中の8款土木費は2億337万4,000円の増、10ページに参りまして、11款災害復旧費、3項土木施設災害復旧費は956万円の増、これらを合わせまして2億1,293万4,000円の増であります。これは、人事委員会勧告を踏まえた給料月額改定等に伴う所要額を増額しようとするものであります。

説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**神崎浩之委員** 入札に関する諸問題についてお聞きします。

令和6年6月施行の第三次・担い手3法は、地域建設業の維持に向けた環境整備が大きな柱だと思っております。岩手県が実施しております総合評価落札方式は業界からも非常に定評があるのですが、課題もあるということで、これに対する課題と対応についてまずお伺いします。

○**田家技術企画指導課長** 総合評価落札方式についてであります。価格に加えて、過去の実績を含め、企業が有する能力や技術力など価格以外の要素もあわせて評価し、入札価格と技術力が総合的に優れた者を選定する入札方式として実施しているところです。県では、県内13地区で業界団体との地域懇談会を開催しており、近年では復旧、復興事業の完了など工事発注件数の減少に伴う受注機会の減少により、実績づくりが困難となる企業があることや、実績のある企業に落札が固定化されることなどの意見が寄せられているところでもあります。

こうした課題や業界団体からの意見を踏まえ、施工実績評価を緩和する方向で総合評価落札方式を見直すこととしており、現行の工事成績評定の評価対象期間を過去5年から10年に延長するなど、令和7年度の改定に向けて準備を進めているところでもあります。

○**神崎浩之委員** これもある程度試行錯誤して進めているところで、やはり工事实績の関係や価格評価点の関係について吟味していただきたいと思えます。

それから、県内、県外でも公共工事の入札不調が非常に多く、入札制度でどう改善していくかということなのですが、特に入札という所管は出納局だ、以前は総務部だなどとよく振られるのですが、発注者として入札関係はきちんと責任持って取り組んでいただきたいと思えます。その上で出納局があると思うので、そこで予定価格の事前公表の課題についてお伺いしたいと思えます。

予定価格を公表していると、例えばきちんと積算できない業者も、予定価格からどのぐらい引けばいいといった単純な入札になってくるのではないかと思います。適正な積算、技術、経営に優れた事業者が適正な積算による価格競争となってほしいのでありますが、予定価格の事前公表の課題と、これを廃止する考えがないのかどうか、お伺いしたいと思えます。

○**田家技術企画指導課長** 予定価格の事前公表の課題と、それを廃止する考えはないかというお尋ねであります。予定価格の事前公表については、国の指針では、予定価格の事前公表により予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高どまりになる、建設業者の見積もり努力を損なわせるなどの懸念がされており、また建設業団体からは工事価格を算定できない業者が落札できるとの意見も出されております。

県としましては、落札率の把握による調査分析や工事費内訳書の積算資料の徴収などに

よる対策を講じて対応している状況であり、本県の入札状況を見ますと、落札価格の高どまりについては直近3カ年の平均落札率は91%から92%台でありまして、全国平均の93%台と比較して著しく格差が生じていないことなど、国が示す弊害は確認されていないところであります。また、完成した工事において、予定価格の事前公表を原因とする出来形不足や品質の不良が発生していることは確認されていないことから、事前公表による弊害は発生していないと考えております。

今後におきましても、国の指針に基づいて入札動向や他県の状況等を注視して、出納局と連携しながら適切に対応してまいります。

○**神崎浩之委員** 東北地方でも、この事前公表を行っている県もあるし行っていない県もあるということで、市町村もそうなのです。一関市は、談合問題もあって、逆に公表しろといった声が出ているのですが、実際どちらがいいのか。いずれきちんと積算できないような企業がきちんと工事できるのかといったこともあるので、そういうことも含めて検討していただきたいと思っております。

次に、適正な設計と積算の推進であります。資材高騰、それから労務費の高騰の中で不調が出ており、これはすごくもったいないことだと思うのです。せっかく予算をとって、それが実行できないということは、皆さんにとっても非常に残念な結果になると思っておりますが、いずれ資材高騰、労務費高騰への対応で、適正な設計、積算ということでこの施工確保対策についてお伺いしたいのですが、今どのように取り組んでいらっしゃるのかということと、施工条件と実際の工事現場の状況が違って、よく業者の方から県の設計と実際の現場が全然合っていないといったロスもあるように聞くのですが、こういうことも含めて今どういう対応をとっているのかお伺いしたいと思います。

○**田家技術企画指導課長** 資材価格高騰への対応であります。県では、毎月実勢価格の変動を把握し、資材単価改定を実施するなど、資材価格の急激な変動に柔軟に対応しているところであります。建設資材価格につきましては、一般財団法人物価調査会等が発刊しております物価資料をもとに、毎月その変動を確認して、変動がある都度単価を改定しております。労務単価につきましては、毎年10月ごろに国が実施する公共事業労務費調査の結果を受けて改定しておりまして、直近では令和6年3月に改定しているところであります。

また、平成25年3月以降に発注する工事におきましては、当初契約締結後に受注者からの請求を受けて単価適用年月を変更し、最新の単価をもとに変更契約することを可能としているほか、その後に生じた物価変動に対しましては、従前からいわゆるスライド条項によって適切に対応してきているところであります。

○**神崎浩之委員** 資材高騰はある程度合わせてくれると思うのだけれども、労務費をどうしていくのかということで、1年に1度労務費を決めるということであって、これも国の教科書に従ってということになってくるのですけれども、それでもやり切れない部分もあるのです。民間工事に負けるということがあって、西日本では大阪・関西万博ですが、

大手ゼネコンでも大阪・関西万博のために人をとられ、東日本はラピダス株式会社の北海道に人をとられるという中で、例えば2万5,000円のが5万円であったり、7万円であったりという声を聞きます。そういう中で、資材はいいのだけれども、人手が確保できないという課題があって、労務費の高騰、民間との差についてどのように県としてやっていきますか。これを解決しないと、不調、不落か、最初の段階でもう誰も手を挙げてこないということです。秋田県の県立体育館は、大体200億円に対して300億円で、いずれ最初に手も挙げてこないということです。労務費の対応について、どのようにしていきますか。

○**田家技術企画指導課長** 労務費の高騰への対応ということでもあります。公共事業につきましては、国が調査する労務費調査の単価の結果を受けて、その単価を使用して設計、積算することとなっております。そのため、現在県で使っている単価については、令和6年3月に公表になった労務費単価を使っているところであります。

労務単価の変動が大きい場合には、過去に年2回の調査を行った事例がありまして、直近では平成24年に2回の調査が行われたということでもあります。仮にですけれども、そういった平成24年並みの労務費の高騰が起こっているということになれば、また国の調査も行われるのではないかと思いますけれども、現状におきましては現在の令和6年3月の単価をもって公共事業については積算していくということになります。

○**神崎浩之委員** 国で見直しても、2万5,000円が5万円になるということも考えづらいし、民間にどこまで追いつけるかというのがあります。例えば宮古市は県立宮古病院など医療局の問題、それから県立宮古商工高等学校や県立宮古水産高等学校など教育委員会の問題もあるのでありますが、宮古市の建設業界の仕事が目いっぱいではなくて、仕事が欲しいのだけれども、手が出せないといった状況です。仙台市役所でさえ2回不調になっているということで、気仙沼市役所も今建てかえようとしているのだけれども、やはり不調、不落になっているということなのです。

それに対して、発注者側はどうしているかということ、積算を見直すと言っているのです。事業費を見直すということと、参加要件を見直すと言っているのです。どう見直すかはわからないのですが、ここで私が心配なのは、参加要件を見直すということは、例えば本社、支社等がJVを組むときにそれがどんどん緩和されていって、結局価格に見合わない工事は県内事業者が入れなくなるのではないかということです。それから、事業費を見直すということなので、これは単価を上げていくのかどうかかわからないのだけれども、こういう心配があるのですが、これについて皆さんはどのようにお考えになりますか。

○**久保田建設技術振興課総括課長** 県立宮古病院の話や……

○**白澤勉委員長** もう少し大きな声でお願いします。

○**久保田建設技術振興課総括課長** 県立宮古病院の話や、仙台市役所など他県の建築の状況の話がありました。先ほど神崎浩之委員からもお話がありましたが、ラピダス株式会

社や大阪・関西万博などのいろいろな建物の建築、また、さらに首都圏などの各大都市圏では再開発が非常に進んでいる状況であり、建築関係の設備関係の資材は、注文してつくる形になっています。エレベーターや発電機などは受注生産になり、見積もりをとって対応する形となっております。単価が非常に高騰している状況が、新聞やそういう設備をつくらせている会社のホームページ等に掲載されている状況で、設備関係の資材の高騰もありますし、設備関係を据え付けするような人員の不足も非常に難しいので、工期については非常に長くっていただきたいという注意もホームページにあります。

県立宮古病院の件についても、製作物についてはきちんと単価の見積もりの取り直しをしたり、工期については適正にとること、また病院の改築で、当然各部屋には患者がいるなど施工するにはその部分に非常に配慮する必要があります。そういう中身を発注者として地元の建築をいろいろ手がけるような施工会社と、どういう形であれば受注にこぎ着けるのかといった意見交換をしたり、施工の時期についてまだ待てるのであれば少し時期をずらすなど、いろいろな方法があって、やはり地元がとれるような配慮も必要だと思っています。

県土整備部でそうしようといった話が出ているのではありませんけれども、いろいろな方法で、地元がとれるようにはどうすべきかというのをまず発注者では考えていけないかとは思っております。

○**神崎浩之委員** 入札というと、今までは県土整備部なら県土整備部でやっていたのだけれども、総務部に行ったり出納局に行ったりということで、部局は発注したものを発注者側の意向に沿って長年うまく管理していかなければならないので、そのあたりの連携を県土整備部できちんと整理していただきたい。今言われたように、教育委員会には教育委員会のそういう部門があり、医療局にも施設整備の担当もいるのですけれども、環境生活部は最終処分場の関係などもあって、それもやはり環境生活部だけれども、実際は県土整備部がいろいろと助言や組み立てもやっているとところなので、おのおの担当部局はあるけれども、最終的にはやはり県土整備部の助言、技術、経験だと思しますので、その辺しっかりお願いしたいと思えます。

最後に、建設業の財務統計指標を見ると、岩手県の建設業の利益率は総じて低いのが改めてわかりました。総資本経常利益率や売上高経常利益率、売上高総利益などさまざま利益率があるのですけれども、東日本、それから東北地方の中でも岩手県は非常に利益率が低く、特に令和2年から直近がぐっと下がっているのです。岩手県の建設業の利益率が低いことはゆゆしき問題なのだけれども、これについて岩手県の県土整備部としてどのように考えていらっしゃるのか。民間の事業者も仕事がたくさんあればいいのですけれども、民間もなかなかなく公共事業に頼る業界の方々も多いと思うのです。その中で岩手県の建設業の利益率が突出して低いということがあって、これを見ると非常にがっかりするのですが、昨今これについてどのように考えて対応されるのかお伺いしたいと思います。

○**久保田建設技術振興課総括課長** 神崎浩之委員から、岩手県の収益性、利益率が非常

に低いといったお話をいただきました。民間の保証会社である東日本建設業保証株式会社の資料からもそれについては読み取れるところで、令和2年度はほぼ全国平均と同じ状況でしたが、令和3年度から全国平均を下回ってきた状況となっております。東日本大震災津波の前にも同じように全国平均を下回っている状況があつて、東日本大震災津波後から全国平均を上回る結果となっております、事業量が直接収益性に影響すると考えております。悪くなってきた時期が令和3年度からですが、やはり令和3年度から急激に県内全体の事業費が減ったのが収益性に直接反映されている結果だと思っております。

○**軽石義則委員** 岩手建設業振興について私もお聞きしたいと思います。

令和6年度も事業量を確保して執行していただいておりますけれども、前年度以前の繰り越しも含めて事業をやっているのですが、前年度の繰越事業も含めて、令和6年度の予算執行状況は現状どのようになっているのか。また、本年度の予算の執行状況はどのようになっているのでしょうか。

○**高橋企画課長** まずは、昨年度からの繰越事業等の現状でありますけれども、昨年度から令和6年度に繰り越しました県土整備部関係の予算額につきましては、繰越明許と事故繰越を合わせまして、一般会計ベースで429億円余となっております。このうち、国の経済対策に対応した補正予算分が258億円余となっているところであります。県では、早期の効果発現を図るために国土強靱化関係予算の早期発注に取り組んでおりまして、国の経済対策に対応した分の工事請負費ベースの数字につきましては、本年10月末までに繰越分についてはほぼ全ての工事の契約を終えたところであります。

また、その前の令和4年度から昨年度に繰り越した予算の状況でありますけれども、令和5年度の県土整備部所管の一般会計ベースの繰越予算額が448億円余となっておりますが、そのうちの不用残額は6億円余と、率にして1.5%の水準となっております。引き続き予算の有効活用に努めてまいりたいと考えております。

それから、今年度の予算の執行状況についてであります。今年度につきましては、国の経済対策分であります令和5年度補正予算と、それから令和6年度の予算を合わせました実行予算ベースでの執行を進めております。実行予算ベースでの執行状況につきましては、工事請負費ベースでの数字となりますが、本年10月末時点で約9割弱という状況になっております。

○**軽石義則委員** 事業は順調に進んでいるという見方でいいのではないかと私も思います。その上で、先ほども質疑が交わされておりましたけれども、県内の物価高騰、賃上げについて、実勢価格は的確に把握した上で、契約変更も含めて進めているという答弁でしたが、予算編成の段階と執行時期のタイムラグが大きいのではないかと私は思います。予算の編成時期の実勢価格で予算は決まるのですが、ことしも特に大きく賃上げも含めて変更してきているのですが、決まった予算を執行する時期の実勢価格について、いわゆるタイムラグの反映はどのようになっているのでしょうか。

○**高橋企画課長** 予算に対する物価高騰等の反映ということではありますが、まず県の予

算要求基準におきましては、当初予算を編成する段階で公共事業費につきましては令和5年度、令和6年度は2年連続プラスシーリングということで、増額が認められてきたところであります。また、令和7年度につきましては、他の経費が軒並みマイナスシーリングとなっている中、公共事業予算につきましては昨年度と同額の1.0シーリングがそれぞれ設定されておりまして、この基準に基づきまして、当部におきましても予算を要求しているところでもあります。要求する段階での積算に当たりましては、その直近の単価を用いて積算しているところであり、発注の際には、その時点の単価を用いて発注をしているものと認識しております。

タイムラグへの対応ということでもありますけれども、事業の中で現場がたくさんありますので、その中で例えば入札差金などを活用しながら対応している部分もあろうかと思えます。現場の中で条件変更等が出てくるなど、当初予算を組んだときからふえるもの、減るものがありますので、そういった中で適宜調整してきているものと考えております。もしこの事業予算の中で対応することが難しい場合には、適宜補正予算等で対応していると考えております。

○**軽石義則委員** その都度対応しているという答弁ですけれども、先ほどもいわゆる利益率のお話がありました。ほかと比較して岩手県は突出して低いということですが、そこに関連している気もしております、結局事業の総額は前年比プラスとなっているのだけれども、実質事業者の収益に結びつくところにはいっていないと。簡単に言えば総額が一緒でも、物価と人件費高騰分は差し引きますから、事業者の収益に結びつくところは下がるしかないのです。加えて、岩手県の入札方式によって、入札率が低いのがゆえに、企業の収益が低くなっているのではないかという見方も私はできると思うのですが、そこはどのように見ているのでしょうか。

○**久保田建設技術振興課総括課長** 入札率が低いといった話と、単価アップによって収益性が確保されるような工事発注になっていないのではないかという話がありました。先ほど言ったように、岩手県の工事の入札の状況は92%前後で来ているので、他県に比べても極端に低い状況にはなっていないと考えております。

また、予算編成時と発注時の価格の差に圧迫されているのではないかという話がありましたけれども、仮に予算編成時に道路の延長を100メートル実施する予定で、それが次年度の発注時に単価がアップした部分は当然事業費が少なくなります。100メートルやろうとしたものが90メートルぐらいしかできないということになるかもしれませんが、単価がアップした部分についてはその都度の積算に適切に反映され、また諸経費についても同じ形で見えていますので、受注者に負担が行くことは考えていないところです。先ほども言ったように、企業の収益性については、全体事業費の減によって、2件とれたものが1件しかとれなかったなどといった形で収益性を少し悪くしているのではないかと考えております。

○**軽石義則委員** 全体の事業数が減ることが原因だと思いますけれども、それに加え

て、やはり予算編成時と執行時の差を埋め切れていないと思います。県の積算ではそれを埋めていると言っているのですけれども、現場の皆さんの声を聞くと、それを埋め切れな
いが、事業を継続するためには仕事をとっていかなければならないので、無理してとっ
ているといった雰囲気の話が我々もされているので、それは少し違うのではないかと今お聞
きしているところです。

そういう意味で、各業界団体から切実な要望を毎年受けていると思うのですが、かなり
厳しいお話も要望されているのではないかと思いますので、その要望についてはどの
ように対応されているのでしょうか。

○久保田建設技術振興課総括課長 業界からの要望ということですが、今年度県
内 13 地区で開催した業界団体との地域懇談会で各業界のトップの方と意見交換したとこ
ろです。その中では、まず公共事業予算の発注量を確保してほしいということで、それが
いつも大きく言われていることです。もう一つが、総合評価落札方式などの入札制度につ
いて改めてほしいという話もありました。また、先ほど言ったように資材価格高騰への対
応をお願いしたいという要望をいただいているところです。

県としましては、それぞれの要望については、建設業が今後発展するためには非常に重
要な課題だと思っておりますので、事業の予算については、先ほど高橋企画課長が答弁申
し上げたとおりに、さまざまな機会を捉えて国に働きかけを行っていく、また総合評価落札
方式についても、12 月 2 日に知事が答弁し、また先ほども答弁しましたとおりに、入札所
管部署において施工実績、評価期間を過去 5 年から 10 年に延長する。また、施工実績の
評価項目を極力除外するなどの新たな入札制度の施行、導入を現在進めています。資材価
格の高騰については、毎月の実勢価格の動向を把握し、また使用資材については毎月単価
を改定しています。また、急激な変動に対しては、工事請負費のスライド条項の適用や工
事請負契約締結における適用単価年月を変更して適切に対応しているという状況になって
おります。

○軽石義則委員 それは毎年やられていることですが、検討して結果が出る時期にはま
た違う課題が発生しますので、今ある課題は今解決していくことが大事だと思います。人
材確保や事業継続するという意味では、広い岩手県で、全体をカバーして県民が安心して
生活できる県土をつくっていただいている現実もあるので、目に見えるようにするには、
まさに利益率がしっかり上がった数字を出していくことが一番だと思います。東北地方
の各県や全国と比較しても、物価や人件費が岩手県だけ突出して高いということでもない
と思いますし、その差がない中で岩手県だけ利益が低いのは、どこかに解決しなければな
らない課題があるということだと思いますので、既にしていると思いますが、そのことを
もう一度業界の皆さんとしっかり腹を割って話し、さらにやはりお互いできることはお互
いにしっかりやっていくことが大事だと思いますので、今の対策をさらに進めていただ
くようお願いして、終わります。

○白澤勉委員長 この際、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○白澤勉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○中平均委員 私からは矢巾町の盛土の問題について改めてお聞きしたいと思います。

前回県議会で説明があったのは半年くらい前で、2カ所の盛土を撤去していくという話だったと思いますが、その進捗状況についてまずはお聞かせください。

○馬場河川課総括課長 矢巾町有地に県の工事の残土を搬入していた土砂の関係でありますけれども、町有地2カ所の土砂の撤去の進捗状況について御説明いたします。

2カ所の土砂の撤去、運搬及び保管につきましては、県と矢巾町で対応について協議し、両者間で協定を締結したところであります。その後、2カ所の土砂につきましては、8月までに別の町有地への撤去、運搬が終了しまして、10月には土砂の帰属についても県から矢巾町に変更したところであります。

○中平均委員 8月に撤去、運搬が終わって、帰属も決まったということです。前回の説明では3,000万円程度の予算を使って実施するというので、この2カ所の撤去を矢巾町で全てやってもらうことで出した金額だったと記憶していますが、この3,000万円については県の事業や予算などから減額された形になっていると思うのですが、減額された分、どのような事業等に影響があったのでしょうか。

○馬場河川課総括課長 県事業や予算への影響についてでありますけれども、今回の土砂撤去、運搬、保管に係る費用につきましては、河川海岸等維持修繕費の令和6年度当初予算のうち、施設の維持管理を行う中で突発的に発生する事態に備えて配分を保留した予算の中から3,500万円を負担金として計上させていただいたものであります。河川海岸等維持修繕費は、堤防等の草刈りや河川管理施設の修繕、堆積土砂の撤去や立ち木伐採等を行うものでありまして、これらの実施により適正な河川管理に努めたほか、河川改良費による河川改修や河川開発費によるダム管理等とあわせて、8月の台風による出水等においても被害が発生したところはありませんけれども、家屋の浸水被害や河川管理施設の被害の軽減に効果を発揮できたところもあってと考えております。その後、8月の台風第5号や8月27日に発生した豪雨による出水によりまして、河岸の浸食や立木の流出、土砂の堆積等が発生したことから、応急対策や流木の撤去等に要する費用としまして、県議会9月定例会におきまして2億7,000万円余の増額補正を措置いただいたところでありまして、緊急的な対応を行い、次期の出水への備えにも努めたところであります。

一方で、河道掘削や立ち木伐採、施設の修繕については継続して取り組む必要がありますので、適正な事務処理を徹底するとともに、家屋の浸水被害が発生した区間や資産が集中している区間等を優先して堆積土砂の撤去など、効果的、効率的で適正な河川管理に努めてまいりたいと考えております。

○中平均委員 3,500万円ですと適正に処理してこられたということで、河川海岸等維持修繕費の使い方という面では全くそのとおりなのだろうと思います。

私がお聞きしたかったのは、矢巾町の盛土の撤去に3,500万円を使ったとすると、県全体の維持修繕費と考えれば、例えば県全体でどこかほかにやるべき河道掘削などの維持修繕関係に本来は使えたかもしれない予算ではないのかと思うのです。緊急的なところに充てる費用ということで、予算を組んだ段階では箇所づけは決まっていなかったのかもしれませんが、今回はたまたま影響がなかったということです。影響がなかったのではないのでしょうか、3,500万円あれば河道掘削では2本くらい、大きいところで1本などできると思うのですけれども、そういった面での影響について、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○馬場河川課総括課長 先ほど河川海岸等維持修繕費で、突発的な対応をさせていただくために保留させていただいている予算があるということをお話ししました。その予算につきましては、今年度の出水により損傷した施設の修繕や、施設の点検により新たに修繕が必要となったものの調査、計画等、また実施中の工事の進捗に応じて新たに追加の整備が必要になったものなどに対して、随時配分して執行しているところであります。

中平均委員がおっしゃるとおり、3,500万円あれば別なことに使えたということは考えられるのではあります。県全体の中でそういった対応をさせていただいておりまして、十分行き届かないところもありますけれども、適正な河川管理に努めてきたところであります。

○中平均委員 そういう答弁にしかならないのは、前回お話しして重々わかっていますが、例えばことし8月の台風第5号で、久慈市も被災して今査定が終わってこれからというところまで来ていますけれども、今言ったように3,500万円あれば、そういったことや、そういう災害に当たらなくても雨で堤防がえぐれるなどして直さなければならないところなど、本来そういうところに充てる予算だと思えます。

ことしは、たまたま積んであった金額で足りたという説明だと思うのですが、そういった点を踏まえて、矢巾町等からこの3,500万円の負担について言われて、わかりましたと言う前に、前にも言いましたけれども、できればもう少し協議したり、県議会とも詰めるなどしていただいたほうがよかったのではないかと改めて質問しました。

実際、県立南昌みらい高等学校の体育館の件で矢巾町と少しそごがあつて、これからまたその点についての説明が文教委員会であるとは聞いていますけれども、そういった点を踏まえながら、今後事業執行していく上でも、矢巾町に限らず、さまざま協議等も気をつけながら進めていっていただきたいということを申し上げます。

○上澤県土整備部長 我々県土整備部は、市町村や住民からさまざま多くの要望をいただいて、それを予算化して事業執行していますが、我々が公共事業をやるということは、その地域にとっても住民の安全、安心や、あるいは産業振興等に資する大事な事業ということですので、そういった執行については、まず地元が一番詳しい役場とふだんからきちんとさまざまな情報を共有しながらやっていくことが公共事業をしっかりと進めていく観点と、きちんと住民のサービスをやっていくという観点で一番大事なことだと思っております。

ます。

今回この残土の件につきましては、委員の皆様には大変御心配等おかけしましたけれども、その後文書を発出しまして、そういった残土処理の件につきましては、市町村や所有者に特にしっかりと確認をとった上で、文書等できちんと交わすようなことを徹底しております。

引き続き県民の安全、安心の確保に努めるために、しっかりと取り組んでいきますので、よろしく申し上げます。

○**工藤剛委員** 現在も全面通行どめとなっている樹海ラインについてお聞きします。

この件について、県議会 9 月定例会では、岩手山の入山規制も含めて観光業への影響という観点で商工労働観光部に質問させていただいたのですが、復旧に向けてということで、今回は県土整備部に質問させていただきます。冬期間はふだんどおり全面通行どめになっておりますので、そういう期間に入っていくということですが、雪解け後の復旧に向けてのスケジュールを改めて確認させていただきたいと思います。

また、仮に全面復旧に向けて時間がかかる中で、例えば片側通行や土日の限定、時間制限をするなど何か条件をつければ、少しは観光客を呼べるような状況がつかれるものなのかどうか、技術的な面からも教えていただきたいと思います。

○**高瀬道路環境課総括課長** 一般県道八幡平公園線、いわゆる八幡平樹海ラインの全面通行どめ箇所につきましては、地滑り災害としての復旧を目指しているところです。地滑りの範囲や滑り面等を明らかにするためには、雪が解ける融雪期の観測データが必要であることから現在観測を続けているところです。融雪期に得られる観測データを融雪後に解析し、有識者の意見を伺いながら、速やかに災害査定の手続を進めていくこととしています。

また、地滑りの範囲や滑り面等が不明なままに切土や盛土など応急対策を実施することは、地滑りを助長させる場合があることから、片側交互通行や時間を制限した通行等についても、融雪期の観測で得られるデータをもとに有識者の意見を伺いながら検討していく必要があると考えております。

○**工藤剛委員** そもそもの話なのですが、私も今回崩れた部分の現場を確認させていただきましたけれども、崩れた部分と言えば大体 20 メートルぐらいなのですが、豪雨災害で崩れたということではなくて、地滑りの影響だと判断した根拠、データというか、それはどこがどうだったから地滑りと判断したのか教えていただきたいです。

○**高瀬道路環境課総括課長** 20 メートルの箇所について路面が沈下しており、こちらにつきましては、ボーリング調査を 3 本行っております。また、ボーリングの穴の中に地中の変動を計測するひずみ計、地中で変動を観測する伸縮計、地下水を観測する土壌水分計等も設置して観測していたところですが、ボーリングの結果によりますと、地中のある程度の深さのところに滑り面と見られる地層の弱いところがあります。また、ひずみ計を設置して計測を続けましたところ、10 月に 100 ミリを超える雨が降った際には、降雨の際

にひずみが大きくなるという結果が出ておりますので、これらは地滑りの特徴的な動きであると判断されると思います。

○工藤剛委員 今言われたボーリング調査の現地を実際見させていただきましたけれども、あれは崩れる前からボーリングを行っていたのですか、それとも崩れてから掘り始めたということですか。

○高瀬道路環境課総括課長 路面の沈下が発生したのは7月1日で、7月3日から全面通行どめにしました。その後、現地踏査等を踏まえまして調査を始めたということで、ボーリングも全面通行どめ以降でありますので、沈下が見られてから掘ったものであります。

○工藤剛委員 そこをお聞きしたかったのですが、要は7月1日に崩れて、7月3日に通行どめをして、その時点でボーリング調査をしなければならないというのは、地滑りだろうという何か根拠があったのかということですか。箇所は違いますけれども、今までも樹海ラインは何回も崩れるなどしていたのですが、今まではその崩れた箇所だけ直してきたという認識です。今回も20メートルぐらい崩れて、これはボーリングを掘って調査しなければならないということ、この1日か2日の間、1週間ぐらいの間なのかわかりませんが、そこに至った経緯が何かあったのですか。それとも、樹海ラインの場合は、今までも崩れたらボーリング検査をしていたということですか。

○高瀬道路環境課総括課長 まず、地滑りかどうかはその場でわかるかということですが、これまでの樹海ラインの災害がどうだったかということがあろうかと思えますけれども、我々も土木の職員として長く従事しているところから、現地の変状の具合を見たときに、水でただのり面が落ちたものなのか、道路全体が滑っているものなのか、山のほうからなのかなどは、ある程度の経験上の目勘がつくところですか。加えまして、7月1日の沈下の後、7月9日からは専門業者を入れて、岩手大学の先生にも見てもらいまして、これはどういった性状のものかということ、やはり地滑りとしての調査、対策をしないとしない箇所ではないかという判断はいただいたところですか。

また、八幡平地区ではアスピーテラインでも過去何十年も地滑り災害が発生していることから、よりしっかりとした対応が必要であると考えたところであります。

○工藤剛委員 雪解け後に調査したデータ次第ということで、恐らくいつまでに終わりますなどというのは出ないかと思うのですが、そのデータ観測に当たって、例えばボーリング調査を行うにしても、今3カ所ぐらい掘っていて、合計で6カ所ぐらいは掘って調査しなければいけないといった説明も受けました。道路が動いているかどうか現地にも計測器をつけるということで、その計測器をつけるのも国からの許可が必要で、なかなかいろいろと前に進まないという説明も以前受けてはいるのですけれども、大丈夫だ、山の動きがとまりましたといったものは、例えば半年、3年などと考えたとき、それこそこれまでの経験上という話がありましたけれども、経験上からいくと最低でもどのぐらいかかるなどというのは、見通しは立てられるものなのですか。

○高瀬道路環境課総括課長 見通しという話で、まず工藤剛委員から最初にあったのは調査がいつ終わるのかということですが、お話があったとおり、地滑りについては長期間の変動がありますので、とまるということを想定するのは非常に難しく、今回の地滑りの箇所も何万年前に動いた形跡があるなど、そういうものだったりもします。その中でも、既に沈下が起きており、変状があるということで、今ボーリング等の調査を3本行っておりますけれども、大学の先生とも相談して、まずこれぐらいやって、その結果を見ればある程度の判断ができるということで進めているものであります。実際に地滑りの兆候、変動があるということで、地滑りの場合はとまったから対応するのではなくて、とまらないから安定させるための工法をやるということなので、とまるまで何年も待つものではなくて、動いているのであればそれをとめるための対策をとるということで、その動き具合や範囲を確定させるための調査が現在続いているということでもあります。それをできれば来年の春の雪が解けたときに、多分一番動くと思われる時期のデータをもって判断したいと考えています。

○工藤剛委員 まずは雪解け後の来年度のデータをもって、その時点で何かしらの判断が出るということで理解しました。

最後に素朴な疑問なのですが、崩れた20メートルぐらいのところは今手つかずでいると思うのですが、先ほどの話ですと、修復すれば修復したものがまたさらに地滑りを生む可能性があるということで修復もないといったことなのです。崩れたところにこのまま雪が降って雪解けが来て、それでいつ解除になるかわからないけれども風雪にさらされてとなると、崩れる範囲がどんどん広まって、復旧しようとなった時点で、復旧期間や費用などがさらに大きくかかるのではないかと素人考えで思うのですが、とにかく崩れようが何しようが、復旧が決まるまではそのまま手をつけないというのが通常のやり方ということでしょうか。

○高瀬道路環境課総括課長 地滑りの場合には限りませんが、範囲がわからないまま対策をしてしまうと、もっとやる必要があった場所が残ってしまうということも考えられますので、ある程度崩れるものは崩してしまうとは言いませんけれども、これらの範囲を決定できるように、工藤剛委員が20メートルとおっしゃっていますけれども、それ以上になるのかどうかを見きわめる必要があると思っておりますので、引き続き調査をしていくということになります。

○高橋穩至委員 私も入札制度の質問通告をしていましたけれども、先ほど神崎浩之委員と軽石義則委員からありましたので確認の意味でお聞きします。大規模な不調案件のお話は先ほど出たのですが、全体として岩手県の工事で土木、建設があり、部局はいろいろありますけれども、不調案件はどれくらいあったのか、もしわかればお聞きします。

○田家技術企画指導課長 今年度の入札不調の状況についてということでもあります。出納局の資料によりますと、令和6年10月末時点における知事部局の入札不調の割合につきましては3.7%となっており、入札不調の割合は高くない状況となっております。知事

部局の工事ということで、土木工事が多いと思われまして、昨年度よりも低い状況となっております。

○高橋穩至委員 設計価格についてなどさまざま不調要件についての質疑があったのですが、一方で土木業者の経営状況、利益率を考えて、このところ発注量が少なく仕事の量が少ないため経営が厳しいという状況が出ているというのは、先ほどのやり取りでわかりました。その一方で、一般社団法人岩手県建設業協会盛岡支部から広域振興局に要望書が出ているのですが、この背景でやはり苦しいので、割に合わなくてもとってしまおうということで、そういう入札があるのではないかと思います。先ほど予定価格の事前公表によって、弊害として落札率の高どまりが懸念されるという話があったのですが、決して岩手県はそうではないというのは、結局そういった仕事がないので、安くてもとってしまおうといった形で落札率は低く出ているのではないかと思います。そういった場合に、要望としてもう一つ出ているのは、資格基準と最低制限価格制度の導入についてという要望ですが、要はダンピング防止です。そちらの対策はある程度必要ではないかと思うのですが、その辺の見解をいただければと思います。

そして、低入札価格調査制度というものがあるのですが、その制度の対象になっている割合はどのくらいあるのかお伺いします。

○田家技術企画指導課長 資格基準と最低制限価格の導入ということでありまして、県では、低入札価格調査制度を導入して入札を執行しております。低入札価格調査制度につきましては、不良、不適格業者を排除しつつ、入札参加企業の技術力や企業努力等を価格に加味させて、より低廉で良質な調達が可能となるという点などにおいて、最低制限価格を下回った入札を一律に排除する最低制限価格制度よりもメリットがあるとされているものであります。調査基準価格の水準につきましては、基本的に国に準じているということでありまして、直近では令和4年4月に引き上げを行ったところであります。本県の平均落札率は、全国平均と同水準で推移しているということで、問題ないと認識しているところであります。

県土整備部としましては、低入札価格調査制度に合わせまして、総合評価落札方式によりまして企業が有する能力や技術力など価格以外の要素もあわせての評価としまして、入札価格と技術力が総合的に優れたものを選定する制度により、工事成果としての品質が確保されていると考えているところであります。

○高橋穩至委員 低入札価格調査制度に係った案件は何%くらいあるのか、そこだけ確認して終わりたいと思います。わからなければ後でいいです。

○田家技術企画指導課長 本日その資料を持ち合わせておりませんでしたので、後でお示ししたいと思います。

○田中辰也委員 私も入札関係について聞かせていただきたいです。

来年度からの改正のところで、経営意欲の項目で、週休2日制による4週8休の評価が10点と非常に大きい点数なのです。県、国、または県内市町村の工事のときの証明書が

必要だということで、工事業者から、その辺まだ全然ぴんときていない市町村があるという話を聞いたのです。県は昨年度末に説明会をして、市町村にきちんとやってくれという話はしたということで、一戸町の担当者に聞いたら出していますと見せてもらったのですが、ほかにもそういう話を聞くと不安になるのですが、県ではきちんと実施状況等把握されているのかどうか、まず伺いたいと思います。

○田家技術企画指導課長 週休2日工事の市町村の取り組み状況ということでありませう。まず、働き方改革関連法案によりまして、改正労働基準法が平成31年4月に施行されまして、法律施行後5年間の猶予期間が経過して、令和6年4月から時間外労働の上限規制が建設業にも適用されるということがありましたので、週休2日工事の取り組みなどの働き方改革の取り組みを市町村へ周知を図るために説明会を開催したところであります。

市町村の週休2日工事の取り組み状況につきましては、国が行う調査で把握はしております。令和6年9月までに県内の33全市町村が原則全ての工事を発注者指定型の週休2日工事とするということとして取り組んでおります。建設業の働き方改革につきましては、引き続き県と市町村で取り組んでまいりたいと考えております。

○田中辰也委員 取り組みは全市町村でやっているということで、この必要な証明書の発行事務など、その辺については確認されていますか。

○田家技術企画指導課長 市町村で適切に証明書の発行をしているかということにつきまして、その辺の事務手続については県では把握していないところではありますが、市町村では県の週休2日実施要領を適用して進めていると聞いておりますので、そういった手続は適切に行っているものと想定しております。

○田中辰也委員 基本的にやっているとは思いますが、業者からそういう不安の声が漏れ聞こえてきたので、3月までに発行すれば間に合うとは思いますが、遑ってでもやればいいと思うので、発注はそういう形でやっているのだと思うのですが、実際の証明書の発行作業をやっているかというのだけ、念のため確認しておいていただければいいかと思えます。

それと、先ほど来出ている総合評価落札方式で、全部の業者がいい制度というのはいまはないと思うのですが、それでも県内各地でさまざまな声がこれだけ出てくるというのは、やはりいろいろ問題があるのだらうと思います。特に県北地域や沿岸部は、工事量自体がもともと少ないのに、要は近いからいろいろな経費で軽減できて、安く工事ができるということで安く札を入れても、総合評価落札方式で逆転されて、遠いところの業者が受注する状況があるということで、やはり地域の中で工事受注することによって、その下請や資材の購入など、地域経済に及ぼす影響は非常に大きいのです。それが外に行くと、その工事でもっといろいろ潤うかと思うのが、全く潤わないということで、地域経済に与える影響も非常に大きいですし、また経営体に対する影響は当然大きいものですから、それぞれの地域で十分な経営体が運営できないと、特に災害やこれからの除雪に対応できると

ころが非常に少なくなってきました。豪雨災害でも地震でもそうですが、同じエリアが一気に被害を受けるので、ではどこかから来てやってくれるかという、やれない状況になってきますので、最低限そういうところまできちんと工事ができる形でやっていかなければならないかと思っていました。

先ほど工事実績の評価について、評点については少し見直しをするという話をいただきまして、それがどれくらいの影響があるのかお伺いしたいのと、もう一つは、工事量が全体と比較して少ない、疲弊度が高いなどの地域においては、地域加点をぜひとももう少し高めにして、ある程度その地域で十分競争ができるような制度にしていっていただけたほうが、いわて建設業振興中期プラン2023にもありますけれども、やはりそれぞれの業者がしっかりとやっていかないと広い県土を維持できないので、そういう形でやる方策があるのではないかと考えているのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○**田家技術企画指導課長** 総合評価落札方式の見直しの状況であります。技術評価項目としまして、企業の施工能力、配置予定技術者の要件、地域精通度という項目で、現在は総合評価落札方式において評価をしております。このうち、地域精通度等の項目の中で、地域内拠点の有無、それから災害活動の実績等、無償奉仕活動の実績などを加点評価しているところであります。

総合評価落札方式については、令和7年度の改定に向けて準備しているところであり、無償奉仕活動の実績の項目で、現在は会社の所在地を問わず評価しているところですが、工事箇所の広域振興局管内に本社を有する場合のみを評価するなどの地域企業が優先される見直しを行うこととしているところであります。

○**田中辰也委員** 今それを言おうと思っていたのですけれども、遠くの企業がわざわざ別のまちに来て、何かないですかと言っているいろいろやるというのがあると聞いていましたので、それを広域振興局管内に絞るということであれば、その工事に当たっては加点をもらえる企業がある程度限定されるという理解でよろしいでしょうか。

○**田家技術企画指導課長** 加点というよりは、ほかの地域の企業は点数をもらえないということになりますので、結果的にそこに本社がある会社のほうが有利になるということになります。

○**田中辰也委員** 1歩前進という思いもしておりました。やはり地域のさまざまところで何かあったとき、すぐ駆けつけていろいろ協力してもらっている企業ばかりですので、そういうところをきちんと生きられるようにしてやらないと、なかなかうまく回っていかないところもありますので、いろいろ企業努力するのはいいのですけれども、やはり地域内での貢献度を大きく評価をしていただきたいと思っています。

あと、変更の検討の中で、実績をある程度軽減させたチャレンジワーク的なものを検討されているという話も聞いているのですが、その辺検討されているものがあれば教えてください。

○**久保田建設技術振興課総括課長** 工事実績を緩和したことによる工事への影響という

話がありましたけれども、こちらについては県営建設工事を過去にやっているのが最低限の条件で、たまたまという表現は悪いですけれども、5年間、とる意欲があつて、技術者もいるし、会社としては施工能力はあるけれども、入札なので受注できなかったのも、受注機会をふやすということで10年に延ばしております。各企業においては経営審査や、いろいろな評価で県営建設工事を受注できるという技術基準を満たしているというのが県営建設工事に参加できる条件だと思っておりますので、10年に延ばしても影響はないと考えているところです。

また、現在出納局で評価によらないものについても新たな入札にするという話もありますけれども、こちらについても今までなかったのですけれども、やはり先ほど言ったように民間工事や国、市町村を中心にやっていた企業についてもとれなかったことがあったので、それは同じように県の企業で頑張っているところに少しでも受注機会を与えましょうということで、全ての工事をやっているのではなくて、まずは試行して結果を見ましょうという話です。試行結果をもとにして、新たに導入する入札方式がどうなのかというのを見ながら検討していきたいと思っております。

入札についてはさまざまあると思いますので、それについては出納局と県土整備部でいろいろ意見を交わしながら、検討を進めていきたいと思っております。

○田中辰也委員　さまざまな形で受注機会を拡大される可能性を高めることを検討していることに感謝を申し上げます。出納局に、県土整備部として、県土の健全なる発展のためには建設業の健全なる発展は非常に大事だということを常々申し上げていただきながら、しっかりと建設業を育成していただくようお願い申し上げます、終わります。

○白澤勉委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長　なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思っております。調査項目については、医療機器等関連産業の展望についてといたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長　御異議がないようでありますので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

おつて、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

なお、連絡事項であります。当委員会の12月の県内調査につきましては、12月26

日に実施いたします。おって通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。